

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

野田市長 根本 崇 印

放射線対策に要した費用の請求について（第二次分）

東日本大震災に伴う貴社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への影響は、本市域全域に及び、本市においては、市民の安心安全を第一に、事故発生から現在に至るまで、この放射性物質への対応のため多大な費用及び労力を費やしてきた。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号。以下「特措法」という。）第44条第1項においては「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されている。

さらに、原子力損害賠償紛争審査会における平成24年3月16日付け中間指針第二次追補においては、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査に係る費用等は、賠償すべき損害として認められるものとされている。

したがって、これまで本市が負担した放射線対策に要した費用全額について、国等の未措置部分を原因者である貴社が賠償すべきものとして、下記のとおり請求する。

また、平成23年度分として請求した費用のうち国等の未措置部分の費用についても、改めて請求する。

なお、本請求後に生じた放射線対策に要した費用については、改めて請求する。

記

1 請求額

放射線対策に要した費用	352,664,587 円
内訳（金額の詳細については別添資料参照）	
・放射線量測定費用	169,779 円
・放射線低減対策費用	1,887,728 円
・剪定枝等処分費用	199,125,684 円
・道路等除染費用	36,625,080 円
・人件費	33,532,948 円
・その他	3,567,500 円
・23年度未払い分	77,755,868 円

野田市役所  
環境部環境保全課  
〒278-8550  
千葉県野田市鶴奉7番地の1  
04-7125-1111 内線3212

## 平成 24 年度に放射線対策に要した費用

(単位：円)

項 目	金 額
放射線量測定費用	
・ 給食食材放射線測定費用	169,779
計	169,779
放射線低減対策費用	
・ 私有地除染費用	1,887,728
計	1,887,728
剪定枝等処分費用	
・ 剪定枝等処分費用	144,594,684
・ 堆肥センター関連費用	54,531,000
計	199,125,684
道路等除染費用	
・ 側溝汚泥処分関係費用	36,625,080
計	36,625,080
人件費	
・ 職員人件費	7,896,948
・ 放射能対策職員増員分	25,636,000
計	33,532,948
その他	
・ 仮置場設置費用	3,265,500
・ 除染業務従事職員等の健康診断費用	302,000
計	3,567,500
2 3 年度未払い分	
・ 剪定枝等処分費用	71,096,327
・ 人件費	5,842,163
・ その他	817,378
計	77,755,868
合計	352,664,587